

事務局に返還されなければならない。承認された予算額を超える経費は、委員会のさらなる承認を受けない限り、事務局により支払いはまたは払戻しは行われない。

付託事項

科学調査のための外部財団補助金の申請及び利用

1. 本付託事項は、NPAFC科学調査特別基金（以下「特別基金」）以外で資金提供機関と北太平洋溯河性魚類委員会(NPAFC)との間に締結された個々の契約又は協約覚書に基づいて、NPAFCが当該機関より交付を受ける科学調査のための補助金又は資金に適用される。外部資金の目的は、委員会の方針、目標及び活動と合致するものでなければならない。
2. 事務局は、科学調査のための補助金又は資金をNPAFCを代表して外部の財団に申請することができる。申請書は科学調査統計小委員会（CSRS）が作成、勧告し、NPAFCが承認する。外部資金の申請を適宜行うことを促すため、年次会合から年次会合までの期間における申請に係る委員会の最終決定は郵送による投票をもってなされる。
3. 補助金又は資金は、NPAFCと資金提供元との間で締結した契約又は協約覚書に従って利用されるものとする。事務局は、資金提供機関との契約又は協約覚書の写しを要求に応じて締約国に送付することができる。契約書又は協約覚書を承認された資金被交付者機関の長とNPAFC事務局長の間において作成することができる。当該契約書又は協約覚書は、承認された資金支出額に関する項目別費用明細及び資金によって取得された（又は取得される）設備類の明細表を含むものとする。
4. 資金提供元が補助金を承認した場合、事務局は適宜前渡金の支払いを要請することができる。資金提供元より受領した当該資金は財政規則21に従って特別用途基金に繰り入れるものとする。資金提供元が前渡金を提供しない場合、プロジェクトの主任研究者は、事務局に対し、資金提供元が承認した金額の枠内において資金の前渡しを請求することができる。必要な協議の上、事務局長が当該前渡金が適当であると判断した場合、NPAFC科学調査特別基金より仮払金として支払を行う。特別基金から出金した仮払金は資金提供元より資金を受領した時点において払い戻すものとする。
5. 事務局長は各年次会合において特別用途基金の状況をNPAFCに報告する。